

白山国立公園

公園計画書

(公園計画の一部変更)

(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省

目 次

1	変更理由	3
2	施設計画	4
	(1) 利用施設計画	4
	ア 単独施設	4
	イ 道路	18
	(ア) 車道	18
	(イ) 歩道	20
3	参考事項	61
	(1) 指定植物	61
	(2) 過去の経緯	65
	(3) 公園区域	66
	(4) 保護規制計画	68
	ア 特別地域	68
	(ア) 特別保護地区	71
	(イ) 第1種特別地域	75
	(ウ) 第2種特別地域	78
	(エ) 第3種特別地域	84
	イ 面積内訳	
	(ア) 地域地区別土地所有別面積	88
	(イ) 地域地区別市町村別面積	90
	(5) 保護施設計画	92
	(6) 利用施設計画	92
	ア 集団施設地区	92
	イ 単独施設	96
	ウ 道路	100
	(ア) 車道	100
	(イ) 歩道	100

2 施設計画

(1) 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

ア 単独施設

① 追加

次の単独施設を追加する。

(表1：単独施設追加表)

番号	種類	位置
43	野営場	富山県南砺市（桂）
44	博物展示施設	富山県南砺市（桂）

② 削除

次の単独施設を削除する。

(表2：単独施設削除表)

番号	種類	位置
1	野営場	富山県南砺市（ブナオ峠）
8	宿舎	石川県白山市（蛇谷）
20	排水施設	石川県白山市（白山室堂）
21	汚物処理施設	石川県白山市（白山室堂）
26	汚物処理施設	石川県白山市（南竜ヶ馬場）

整備方針	旧計画との関係
桂湖周辺の野営場として整備する。	新規
桂湖周辺の自然探勝、自然教育等の拠点として整備する。	新規

告示年月日	理由
昭53. 3. 22	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
昭53. 3. 22	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
昭53. 3. 22	個々の施設で自己完結型の処理を行っており、整備の必要性が失われたため削除する。
昭53. 3. 22	個々の施設で自己完結型の処理を行っており、整備の必要性が失われたため削除する。
昭53. 3. 22	個々の施設で自己完結型の処理を行っており、整備の必要性が失われたため削除する。

イ 道路
 (ア) 車道
 次の車道を変更する。

(表 3 : 道路 (車道) 変更表)

現 行						
番号	路線名	区 間	主要 経過地	告示年月日	番号	路線名
2	岩間噴泉塔 線	起点 石川県白山市 (国立公園境界) 終点 石川県白山市 (噴泉塔入口・ 特別保護地区界)		昭53. 3. 22	2	新岩間温泉 線

新 規			理 由
区 間	主要 経過地	整 備 方 針	
起点 石川県白山市 (尾添・国立公園境界) 終点 石川県白山市 (新岩間温泉)		新岩間温泉へ到達する車 道として整備する。	一般車両通行 禁止となっている 一部区間を削 除し、歩道に振 り替える。

(イ) 歩道

① 変更

次の歩道を変更する。

(表4：道路(歩道)変更表)

現 行						
番号	路線名	区 間	主要 経過地	告示年月日	番号	路線名
1	白山北山稜線	起点－富山県南砺市 (ブナオ峠・ 国立公園境界) 終点－石川県白山市 (ゴマ平)		昭53.3.22	1	白山北山稜線
4	桂大笠山線	起点－富山県南砺市 (桂) 終点－富山県東砺波郡 上平村(大笠山)		昭53.3.22	4	桂大笠山 ブナオ峠 線
7	新岩間道線	起点－石川県白山市 (新岩間温泉) 終点－石川県白山市 (大汝峰)		昭53.3.22	7	新岩間道 線
8	岩間小桜平線	起点－石川県白山市 (岩間温泉) 終点－石川県白山市 (小桜平)		昭53.3.22	8	新岩間温 泉小桜平 線
9	噴泉塔線	起点－石川県白山市 (噴泉塔入口) 終点－石川県白山市 (岩間温泉園地)		昭53.3.22	9	噴泉塔線
11	白峰釈迦岳線	起点－石川県石川郡 白峰村 (国立公園境界) 終点－石川県石川郡 白峰村 (白山釈迦岳)		昭53.3.22	11	砂御前山 鳴谷山線

新 規			理 由
区 間	主要 経過地	整 備 方 針	
起点－石川県白山市及び 岐阜県大野郡白川村 （三方岩岳園地） 終点－石川県白山市 （ゴマ平・歩道合流点）		三方岩岳園地から三 方岩岳、妙法山の山稜 を經由して中宮道線道 路（歩道）に連絡する 登山道とする。	利用の現況に合わ せ一部区間を桂大笠 山ブナオ峠線道路 （歩道）へ振り替え、 公園利用上の必要性 が乏しい一部区間を 削除する。
起点－富山県南砺市（桂） 終点－富山県南砺市 （ブナオ峠・ 国立公園境界）		桂から大笠山を經由 してブナオ峠へ至る登 山道とする。	利用の現況に合わ せ一部区間を白山北 山稜線道路（歩道） から振り替える。
起点－石川県白山市 （新岩間温泉） 終点－石川県白山市 （大汝峰・歩道合流点）		新岩間温泉からの白 山登山道とし、沿線に 避難小屋、休憩所を備 える。	公園利用上の必要 性が高い一部区間を 追加する。
起点－石川県白山市 （新岩間温泉） 終点－石川県白山市 （小桜平・歩道合流点）		新岩間温泉から岩間 温泉を経て新岩間道線 道路（歩道）への連絡 歩道とする。	一般車両通行禁止 となっている車道の 一部区間から振り替 える。
起点－石川県白山市 （岩間温泉園地） 終点－石川県白山市 （岩間噴泉塔群）		岩間噴泉塔群を探勝 する歩道とする。	今後の整備の見込 みがなく、公園利用 上の必要性が乏しい 一部区間を削除す る。
起点－石川県白山市 （青柳山・ 国立公園境界） 終点－石川県白山市（鳴谷山）		青柳山から砂御前山 を經由して鳴谷山へ至る登 山道とする。	今後の整備の見込 みがなく、公園利用 上の必要性が乏しい 一部区間を削除す る。

現 行						
番号	路線名	区 間	主要 経過地	告示年月日	番号	路線名
26	鳩ヶ湯赤兎山線	起点－福井県大野市 (鳩ヶ湯) 終点－福井県大野市 (赤兎山)		昭53. 3. 22	26	鳩ヶ湯赤兎山線
30	加賀禅定道線	起点－石川県白山市 (桧ノ新宮参道 ・国立公園境界) 終点－石川県白山市 (七倉山 ・歩道合流点)		昭61. 9. 12	30	加賀禅定道線

- ② 削除
次の歩道を削除する。

(表5：道路(歩道)削除表)

番号	種 類	区 間
3	魚留滝線	起点－富山県南砺市(国立公園境界) 終点－富山県南砺市(魚留滝)
5	中宮温泉蛇谷線	起点－石川県白山市(中宮温泉) 終点－石川県白山市(国見山)
29	刈込池願教寺山線	起点－福井県大野市(刈込池) 終点－福井県大野市(銚子ヶ峰)

新 規			理 由
区 間	主要 経過地	整 備 方 針	
起点－福井県大野市 (鳩ヶ湯) 終点－福井県大野市 (赤兎山・歩道合流点)		鳩ヶ湯から赤兎山へ至る 登山道とする。	利用の現況に合わせてルートの変更を行う。
起点－石川県白山市 (ハライ谷・ 国立公園境界) 終点－石川県白山市 (七倉山・歩道合流点)		尾添方面から七倉山へ至る 登山道とする。	公園利用上の必要性が高い一部区間を追加する。

主要経過地	告示年月日	理 由
	昭53. 3. 22	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
	昭53. 3. 22	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
	昭53. 3. 22	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。

3 参考事項

(1) 指定植物

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表6：指定植物)

科名	種名
ミズゴケ	ミズゴケ属
ヒカゲノカズラ	タカネスギカズラ、コスギラン、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、コケスギラン
ハナヤスリ	ミヤマハナワラビ、エゾフユノハナワラビ（ヤマハナワラビを含む。）
オシダ	オクヤマワラビ、カラフトメンマ
シシガシラ	ミヤマシシガシラ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ホンドミヤマネズ
イチイ	キャラボク
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	マルバギシギシ（ジンヨウスイバ）、イブキトラノオ、ハルトラノオ、ムカゴトラノオ、オンタデ、タカネスイバ
ナデシコ	シナノナデシコ、タカネナデシコ（クモイナデシコを含む。）、センジュガンピ、タカネツメクサ、エゾフスマ（シラオイハコベ）、イワツメクサ
モクレン	オオヤマレンゲ
キンポウゲ	オオレイジンソウ、ハクサントリカブト、ホソバトリカブト、ハクサンイチゲ、ミヤマオダマキ、リュウキンカ（エンコウソウを含む。）、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン（コシジオウレン）、ツクモグサ、ミヤマキンポウゲ、モミジカラマツ、シナノキンバイ
メギ	サンカヨウ
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	カントウカンアオイ（カンアオイ）
オトギリソウ	イワオトギリ（ハイオトギリ）、ミヤマオトギリ（シナノオトギリ）

科名	種名
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ、ナガバノモウセンゴケ
アブラナ	ミヤマタネツケバナ (ミネガラシ)
ベンケイソウ	イワベンケイ
ユキノシタ	アラシグサ、ヒメウメバチソウ、ヤワタソウ、エゾスグリ、シコタンソウ、クロクモソウ、フキユキノシタ
バラ	チョウノスケソウ、シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む。)、ノウゴウイチゴ、チングルマ、イワキンバイ、ミヤマキンバイ、クロバナロウゲ、ミネザクラ (チシマザクラを含む。)、タカネイバラ、コガネイチゴ、ベニバナイチゴ、カライトソウ (ユキクラトウウチソウを含む。)、タカネトウウチソウ (ケトウウチソウを含む。)
マメ	タイツリオオギ、シロウマオオギ、イワオオギ、オヤマノエンドウ
フウロソウ	ハクサンフウロ
トウダイグサ	ハクサンタイゲキ
ヒメハギ	カキノハグサ
スマレ	キバナノコマノツメ、ウスバスマレ、オオバキスマレ、ミヤマスマレ
アカバナ	アシボソアカバナ、ミヤマアカバナ、シロウマアカバナ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
セリ	ハクサンサイコ、ミヤマゼンゴ、イブキゼリ、ハクサンボウフウ、オオカサモチ (オニカサモチ)、シラネニンジン
イワウメ	イワウメ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)
イチヤクソウ	シャクジョウソウ、ギンリョウソウ
ツツジ	コメバツガザクラ、イワヒゲ、アカモノ、シラタマノキ、ジムカデ、ミネズオウ、ウラジロヨウラク (ツリガネツツジを含む。)、イワナシ、アオノツガザクラ、コツガザクラ (オオツガザクラ)、キバナシャクナゲ、ハクサンシャクナゲ (シロバナシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。)、サイコクミツバツツジ、ミヤマホツツジ、マルバウスゴ (ナンブクロウスゴ)、クロマメノキ、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ハクサンコザクラ (ナンキンコザクラ)、オオサクラソウ、ユキワリソウ

科名	種名
リンドウ	トウヤクリンドウ、オヤマリンドウ、ミヤマリンドウ、タテヤマリンドウ、シロウマリンドウ（タカネリンドウ）、イワイチョウ
シソ	タテヤマウツボグサ、アキギリ（オオアキギリ）、イブキジャコウソウ（イワジャコウソウを含む。）
ゴマノハグサ	ミヤマコゴメグサ、ヨツバシオガマ、エゾシオガマ、ヒメクワガタ、ミヤマクワガタ、クガイソウ
イワタバコ	イワタバコ、シシンラン
ハマウツボ	オニク
タヌキモ	ムシトリスミレ、ミミカキグサ、コタヌキモ、ヒメタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
オオバコ	ハクサンオオバコ
スイカズラ	リンネソウ、コウグイスカグラ、オオヒョウタンボク
オミナエシ	コキンレイカ（ハクサンオミナエシ）
マツムシソウ	マツムシソウ、タカネマツムシソウ
キキョウ	ヒメシャジン、ハクサンシャジン（タカネツリガネニンジン）、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ
キク	タカネヤハズハハコ（タカネウスユキソウ）、チョウジギク、ウサギギク（エゾウサギギクを含む。）、アサギリソウ、タカネヨモギ、カニコウモリ、イワインチン（オオイワインチン）、イワギク、タテヤマアザミ、オニオオノアザミ、カガノアザミ、ハクサンアザミ、フジアザミ、ミヤマアズマギク、ミヤマコウゾリナ、オタカラコウ、クロトウヒレン、ミヤマアキノキリンソウ（コガネギク）（キリガミネアキノキリンソウを含む。）、ミヤマタンポポ（タテヤマタンポポ）
ユリ	ネバリノギラン、カタクリ、ショウジョウバカマ、ニッコウキスゲ（ゼンテイカ）、イワギボウシ、クルマユリ、キヌガサソウ、ヒロハユキザサ、オオバタケシマラン、チシマゼキショウ（リシリゼキショウ）、イワショウブ、ヒメイワショウブ、エンレイソウ、タカネアオヤギソウ、コバイケイ（ウラゲコバイケイを含む。）
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ、シロシャクジョウ
イグサ	ミクリゼキショウ、ミヤマホソコウガイゼキショウ、クモマスズメノヒエ

科名	種名
イネ	エゾヌカボ、タカネコウボウ、チイサンウシノケグサ、ミヤマドジョウツナギ、ミヤマアワガエリ、ハクサンイチゴツナギ、ミヤマイチゴツナギ（タカネイチゴツナギ）
サトイモ	ミズバショウ
ミクリ	ホソバタマミクリ
カヤツリグサ	タテヤマスゲ、ヒラギシスゲ、ヒメカワズスゲ、ハクサンスゲ、イトキンスゲ、ダケスゲ、キンスゲ、アシボソスゲ（シロウマスゲ）、イワスゲ、クモマシバスゲ、ミヤマホタルイ
ラン	イワチドリ、ホテИАツモリソウ、キバナノアツモリソウ、セッコク、コイチヨウラン、オニノヤガラ、テガタチドリ（チドリソウ）、フタバラン（コフタバラン）、フウラン、サカネラン、ハクサンチドリ（ウズラバハクサンチドリを含む。）、ウチヨウラン、ニョホウチドリ、タカネトンボ、ヤマサギソウ、タカネサギソウ、ミヤマチドリ（ニッコウチドリ）、トキソウ、トンボソウ、ショウキラン

(2) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和37年11月12日 (厚生省告示第394号)
区域指定

昭和53年3月22日 (環境庁告示第7号)
区域変更 (再検討)

イ 保護計画

昭和37年11月12日 (厚生省告示第397号～398号)
特別地域及び特別保護地区の指定

昭和39年2月28日 (厚生省告示第67号)
特別保護地区の追加

昭和53年3月22日 (環境庁告示第9号)
特別地域及び特別保護地区の一部変更 (再検討)

昭和61年9月12日 (環境庁告示第34号)
特別地域の一部変更 (第1次点検)

ウ 利用計画

昭和37年11月12日 (厚生省告示第396号)
全体計画の決定

昭和53年3月22日 (環境庁告示第8号)
計画の追加、削除及び変更 (再検討)

昭和61年9月12日 (環境庁告示第35号及び36号)
集団施設地区の区域等の指定及び削除並びに計画の追加、
削除及び変更 (第1次点検)

平成7年12月22日 (環境庁告示第92号)
集団施設地区の変更及び計画の追加

(3) 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表7：公園区域表)

県名	区 域	面積 (ha)	
富山県	南砺市内 国有林富山森林管理署307林班～311林班の全部及び312林班の一部	2,742	
	南砺市 西赤尾町及び桂の各一部		
		小計	2,742
石川県	白山市内 国有林石川森林管理署3林班、5林班～18林班、20林班～22林班、24-1林班～27-2林班、34林班～39林班、47林班～55林班、63林班～67林班、1014林班～1022林班、1030林班、1044林班～1047林班及び1052林班の全部並びに4林班、23林班、33林班、1010林班～1011林班、1013林班、1023林班及び1026林班の各一部	25,735	
	白山市 中宮、尾添及び白峰の各一部		
		小計	25,735
福井県	大野市内 国有林福井森林管理署1006林班～1010林班の全部	3,967	
	大野市 上打波の一部		
	勝山市内 国有林福井森林管理署1042林班～1046林班の全部	1,239	
	勝山市 平泉寺の一部		
	小計	5,206	

県名	区 域	面積 (ha)	
岐阜県	郡上市 西洞及び石徹白の各一部	1,219	
	高山市内 国有林飛騨森林管理署4191林班～4197林班の全部 及び4170林班、4174林班～4175林班、4177林班～ 4179林班、4183林班～4184林班及び4188林班～ 4190林班の各一部	2,301	
	大野郡白川村内 国有林飛騨森林管理署4335林班、4344林班～4360 林班、4362林班及び4367林班～4380林班の全部並 びに4334林班、4336林班、4343林班、4361林班及 び4366林班の各一部 大野郡白川村 平瀬の一部	10,497	
		小計	14,017
合 計		47,700	

(4) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表8：特別地域総括表)

県名	区 域	面積 (ha)	
富山県	南砺市内 国有林富山森林管理署307林班～311林班の全部並びに312林班の一部	2,742	
	南砺市 西赤尾町及び桂の各一部		
		小計	2,742
石川県	白山市内 国有林石川森林管理署3林班、5林班～18林班、20林班～22林班、24-1林班～27-2林班、34林班～39林班、47林班～55林班、63林班～67林班、1014林班～1022林班、1030林班、1044林班～1047林班及び1052林班の全部並びに4林班、23林班、33林班、1010林班～1011林班、1013林班、1023林班及び1026林班の各一部	25,735	
	白山市 中宮、尾添及び白峰の各一部		
		小計	25,735
福井県	大野市内 国有林福井森林管理署1006林班～1010林班の全部	3,967	
	大野市 上打波の一部		
	勝山市内 国有林福井森林管理署1042林班～1046林班の全部	1,239	
	勝山市 平泉寺の一部		
	小計	5,206	

県名	区 域	面積 (ha)	
岐阜県	郡上市 西洞及び石徹白の各一部	1,219	
	高山市内 国有林飛騨森林管理署4191林班～4197林班の全部 及び4170林班、4174林班～4175林班、4177林班～ 4179林班、4183林班～4184林班及び4188林班～ 4190林班の各一部	2,301	
	大野郡白川村内 国有林飛騨森林管理署4335林班、4344林班～4360 林班、4362林班及び4367林班～4380林班の全部並 びに4334林班、4336林班、4343林班、4361林班及 び4366林班の各一部 大野郡白川村 平瀬の一部	10,497	
		小計	14,017
合 計		47,700	

(ア) 特別保護地区
 特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 9 : 特別保護地区総括表)

県名	区 域	面積 (ha)	
富山県	南砺市内 国有林富山森林管理署307林班の一部	138	
		小計	138
石川県	白山市内 国有林石川森林管理署24-2林班～27-2林班、 66-1林班～67林班の全部及び7林班～9林班、 11林班～18林班、21林班～24-1林班、35林班、 36-2林班、37-2林班、38-2林班～39林班及び 64林班～65林班の各一部		
	白山市 中宮、尾添及び白峰の各一部	9,808	
		小計	9,808
福井県	大野市 上打波の一部	220	
		小計	220
岐阜県	郡上市 石徹白の一部	318	
	高山市内 国有林飛騨森林管理署4194林班及び4197林班の全 部並びに4191林班～4193林班及び4195林班～4196 林班の各一部	1,444	
	大野郡白川村内 国有林飛騨森林管理署4347林班～4350林班、4352 林班及び4357林班の全部並びに4344林班～4346林 班、4351林班、4353林班～4356林班、4358林班～ 4359林班、4366林班～4372林班及び4374林班～ 4380林班の各一部	5,929	
		小計	7,691
合 計			17,857

(表10：特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
大笠山～ 妙法山稜線部	<p>富山県南砺市内 国有林富山森林管理署 307林班の一部</p> <p>石川県白山市内 国有林石川森林管理署 7林班～9林班、11林班～14林班、18林班及び64林班の各一部</p> <p>岐阜県大野郡白川村内 国有林飛騨森林管理署 4371林班～4372林班及び4374林班～4380林班の各一部</p>
白山中央部	<p>石川県白山市内 国有林石川森林管理署 24-2林班～27-2林班、66-1林班～63林班及び65林班～67林班の全部並びに15林班～17林班、21林班～24-1林班、35林班、36-2林班、37-2林班、38-2林班～39林班及び65林班の各一部</p> <p>石川県白山市 中宮、尾添及び白峰の各一部</p> <p>岐阜県大野郡白川村内 国有林飛騨森林管理署 4347林班～4350林班、4352林班及び4357林班の全部並びに4344林班～4346林班、4351林班、4353林班～4356林班、4358林班～4359林班及び4366林班～4370林班の各一部</p>
三ノ峰以南稜線部	<p>福井県大野市 上打波の一部</p> <p>岐阜県郡上市 石徹白の一部</p> <p>岐阜県高山市内 国有林飛騨森林管理署 4194林班及び4197林班の全部並びに4191林班～4193林班及び4195林班～4196林班の各一部</p>
合	

地 区 の 概 要	面積 (ha)
<p>大笠山から笈ヶ岳、瓢箪山、三方岩岳を経て妙法山へ至る山稜線を中心とした地域で、オオシラビソ、コメツガ、ヒメコマツ等から成る亜高山帯性針葉樹林及びブナ天然林を中心とする植生である。</p> <p>また、ニホンカモシカ、ツキノワグマなどの大型哺乳類のほか、イヌワシなどの猛禽類が生息している。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	2,800
<p>白山山頂を中心とした地域で、オオシラビソ、ダケカンバ、ブナ天然林を中心とする植生で、高山部には、クロユリ、コバイケイソウ、ハクサンフウロ、ハクサンイチゲ等の高山植物群落が見られる。</p> <p>また、翠ヶ池、紺屋ヶ池、千蛇ヶ池などの新白山火山の火口と言われる火口湖や、岩間の噴泉塔群などの火山景観が見られる。</p> <p>また、ニホンカモシカ、ツキノワグマなどの大型哺乳類のほか、イヌワシなどの猛禽類が生息している。</p> <p>厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	13,613
<p>白山の南山稜線を中心とする地域で、ブナ天然林を中心とする植生で、三ノ峰山頂部の一部には高山植物群落が見られる。</p> <p>厳正な景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	1,444
計	17,857

(イ) 第1種特別地域
 特別地域のうち、次の区域を第1種特別地域とする。

(表11：第1種特別地域総括表)

県名	区 域	面積 (ha)	
石川県	白山市内 国有林石川森林管理署 8林班、20林班、22林班及 び1044林班～1046林班の各一部	2,202	
	白山市 中宮の一部		
		小計	2,202
福井県	大野市 上打波の一部	380	
		小計	380
合 計			2,582

(表12：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
中宮周辺地区	石川県白山市内 国有林石川森林管理署 8林班及び1044林班～1046林班の各一部 石川県白山市 中宮の一部
鳴谷山周辺地区	石川県白山市内 国有林石川森林管理署 20林班及び22林班の各一部
刈込池周辺地区	福井県大野市 上打波の一部
合	

地区の概要	面積 (ha)
<p>尾口白川線道路（車道）の北部及び湯谷頭の山麓部で、ブナやダケカンバ林を主とする地域である。 優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	1,813
<p>鳴谷山東部（目附谷上流）の鳴谷、目附谷の溪谷を中心とした山麓で、ブナやダケカンバ林を主とする地域である。 優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	289
<p>刈込池から願教寺山に至る山麓部でブナ林を主とする地域である。 優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	380
計	2,582

(ウ) 第2種特別地域
 特別地域のうち、次の区域を第2種特別地域とする。

(表13：第2種特別地域総括表)

県名	区 域	面積 (ha)	
富山県	南砺市内 国有林富山森林管理署308林班～310林班の全部及び307林班並びに312林班の各一部		
	南砺市 西赤尾町及び桂の各一部	1,023	
		小計	1,023
石川県	白山市内 国有林石川森林管理署49林班～52-2林班、53-2林班及び54-2林班の各一部		
	白山市 中宮、尾添及び白峰の各一部	1,119	
		小計	1,119
福井県	大野市内 国有林福井森林管理署1008林班～1009林班の各一部		
	大野市 上打波の一部	1,356	
		小計	1,356
岐阜県	郡上市 西洞及び石徹白の各一部	161	
	高山市内 国有林飛騨森林管理署4170林班、4174林班～4175林班、4177林班～4179林班、4183林班～4184林班及び4188林班～4196林班の各一部	689	

県名	区 域	面積 (ha)	
岐阜県	大野郡白川村内 国有林飛騨森林管理署4373林班の全部並びに4334 林班～4336林班、4344林班～4346林班、4351林班、 4353林班～4355林班、4358林班～4360林班、4362 林班、4367林班～4372林班及び4374林班～4380林 班の各一部 大野郡白川村 平瀬の一部	3,121	
		小計	3,971
合 計		7,469	

(表14：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
白山北東地区	<p>富山県南砺市内 国有林富山森林管理署 308林班～310林班の全部並びに307林班及び312林班の各一部</p> <p>富山県南砺市 西赤尾町及び桂の各一部</p> <p>岐阜県大野郡白川村内 国有林飛騨森林管理署 4373林班の全部並びに4346林班、4351林班、4362林班、4367林班～4372林班及び4374林班～4380林班の各一部</p> <p>岐阜県大野郡白川村 平瀬の一部</p>
中宮周辺地区	<p>石川県白山市 中宮及び尾添の各一部</p>
大白川周辺地区	<p>岐阜県大野郡白川村内 国有林飛騨森林管理署 4334林班～4336林班、4344林班、4344林班、4353林班～4355林班及び4358林班～4360林班の各一部</p> <p>岐阜県大野郡白川村 平瀬の一部</p>
白峰～市ノ瀬地区	<p>石川県白山市 白峰の一部</p>
刈込池周辺地区	<p>石川県白山市内 国有林石川森林管理署 49林班～52-2林班、53-2林班及び54-2林班の各一部</p> <p>福井県大野市内 国有林福井森林管理署 1008林班～1009林班の各一部</p> <p>福井県大野市 上打波の一部</p>

地区の概要	面積 (ha)
<p>国立公園の北東部に位置するブナ林を主とする山林であり、特別保護地区の緩衝帯として、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>3,236</p>
<p>尾口白川線道路（車道）沿線、中ノ川左岸の山麓でブナやミズナラを主とする山林であり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>362</p>
<p>大白川沿い及び白水湖北部、東部のブナ、トチノキ及びミズナラを主とする山林であり、特別保護地区の緩衝帯として、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>908</p>
<p>市ノ瀬線道路（車道）沿線でブナやミズナラを主とする地域であり、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>578</p>
<p>赤兎山から三ノ峰へ至る山稜線及び刈込池の周辺山麓でブナを主とする山林であり、赤兎山周辺には湿原も点在する。 良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>1,535</p>

名 称	区 域
白山南東地区	岐阜県高山市内 国有林飛騨森林管理署 4170林班、4174林班～4175林班、4177林班～4179林班、4183林班～4184林班及び4188林班～4196林班の各一部 岐阜県郡上市 西洞及び石徹白の各一部
合	

地区の概要	面積 (ha)
<p>国立公園の南東部に位置するブナ林を主とする山林であり、特別保護地区の緩衝帯として、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	850
計	7,469

(エ) 第3特別地域

特別地域のうち、次の区域を第3種特別地域とする。

(表15：第3種特別地域総括表)

県名	区 域	面積 (ha)	
富山県	南砺市内 国有林富山森林管理署311林班の全部並びに312林班の一部	1,581	
	南砺市 桂の一部		
		小計	1,581
石川県	白山市内 国有林石川森林管理署3林班、5林班～6林班、10林班、34林班、36-1林班、37-1林班、38-1林班、47林班～48林班、53-1林班、54-1林班、55林班、63林班、1014林班～1022林班、1030林班、1047林班及び1052林班の全部並びに4林班、7林班～9林班、11林班～18林班、20林班～21林班、23林班～24-1林班、33林班、35林班、36-2林班、37-2林班、38-2林班～39林班、49林班～52-2林班、53-2林班、54-2林班、64林班～65林班、1010林班～1011林班、1013林班、1023林班、1026林班及び1044林班～1046林班の各一部	12,606	
	白山市 中宮及び白峰の各一部		
		小計	12,606
福井県	大野市内 国有林福井森林管理署1006林班～1007林班及び1010林班の全部並びに1008林班～1009林班の各一部	2,011	
	大野市 上打波の一部		
		小計	2,011
	勝山市内 国有林福井森林管理署1042林班～1046林班の全部	1,239	
	勝山市 平泉寺の一部		
		小計	1,239
	小計	3,250	

県名	区 域	面積 (ha)	
岐阜県	郡上市 石徹白の一部	740	
	高山市内 国有林飛騨森林管理署4178林班～4179林班の各一部	168	
	大野郡白川村内 国有林飛騨森林管理署4334林班～4336林班、4343林班、4356林班及び4358林班～4362林班の各一部 大野郡白川村 平瀬の一部	1,447	
		小計	2,355
合 計		19,792	

(表16：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域
白山北部	<p>富山県南砺市内 国有林富山森林管理署 311林班の全部並びに312林班の各一部</p> <p>富山県南砺市 桂の一部</p> <p>石川県白山市内 国有林石川森林管理署 3林班、5林班～6林班、10林班、63林班、1014林班～1019林班及び1047林班の全部並びに4林班、7林班～9林班、11林班～12林班、14林班～18林班、64林班～65林班、1010林班～1011林班及び1044林班～1046林班の各一部</p>
白山東部	<p>岐阜県大野郡白川村内 国有林飛騨森林管理署 4334林班～4336林班、4343林班、4356林班及び4358林班～4362林班の各一部</p> <p>岐阜県大野郡白川村 平瀬の一部</p>
白山西部	<p>石川県白山市内 国有林石川森林管理署 34林班、36-1林班、37-1林班、38-1林班、47林班～48林班、53-1林班、54-1林班、55林班、1020林班～1022林班、1030林班及び1052林班の全部並びに13林班、20林班～21林班、23林班～24-1林班、33林班、35林班、36-2林班、37-2林班、38-2林班～39林班、49林班～52-2林班、53-2林班、54-2林班、1023林班及び1026林班の各一部</p> <p>石川県白山市 中宮及び白峰の各一部</p>
合	

地区の概要	面積 (ha)
<p>桂湖西側山麓、大笠山・笈ヶ岳の西側山麓及び三方岩岳・妙法山の西側山麓でブナ、ダケカンバを主とする山林であり、特別保護地区の緩衝帯として、風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>5,407</p>
<p>大白川沿いのブナ、トチノキ及びミズナラを主とする山林であり、風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>1,447</p>
<p>国立公園の東部に位置する山林で、ブナ、ダケカンバ及びミズナラを主とする山林であり、特別保護地区の緩衝帯として風致の維持を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>8,780</p>
<p>計</p>	<p>19,792</p>

イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積

(表17：地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特別地域					
地種区分		特別保護地区			第1種		
土地所有別		国	公	私	国	公	私
富 山 県	土地所有別面積	138	—	—	—	—	—
	地種区分別面積				—		
	地域地区別面積	138					
	地域別面積						
石 川 県	土地所有別面積	6,496	1,041	2,271	745	1,457	—
	地種区分別面積				2,202		
	地域地区別面積	9,808					
	地域別面積						
福 井 県	土地所有別面積	—	—	220	—	36	344
	地種区分別面積				380		
	地域地区別面積	220					
	地域別面積						
岐 阜 県	土地所有別面積	7,373	318	—	—	—	—
	地種区分別面積				—		
	地域地区別面積	7,691					
	地域別面積						
合 計	土地所有別面積	14,007	1,359	2,491	745	1,493	344
	面積 地種区分別 (比率)				2,582 (5.4)		
	面積 地域地区別 (比率)	17,857 (37.4)					

(単位：面積ha、比率%)

特 別 地 域						合 計		
第 2 種			第 3 種					
国	公	私	国	公	私	国	公	私
971	—	52	448	1,128	5	1,557	1,128	57
1,023			1,581			2,742		
2,604								
2,742								
179	227	713	9,310	—	3,296	16,730	2,725	6,280
1,119			12,606			25,735		
15,927								
25,735								
14	—	1,342	1,110	—	2,140	1,124	36	4,046
1,356			3,250			5,206		
4,986								
5,206								
3,553	198	220	1,547	666	142	12,473	1,182	362
3,971			2,355			14,017		
6,326								
14,017								
4,717	425	2,327	12,415	1,794	5,583	31,884	5,071	10,745
7,469			19,792			47,700		
(15.7)			(41.5)					
29,843								
(62.6)						(100)		

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表18：地域地区別市町村別面積総括表)

地 域 地 区 市 町 村 別		現 行				
		特 別 地 域				合 計
		特保	第1種	第2種	第3種	(A)
富山県	南砺市	138	0	1,023	1,581	2,742
小 計		138	0	1,023	1,581	2,742
石川県	白山市	9,808	2,202	1,119	12,606	25,735
小 計		9,808	2,202	1,119	12,606	25,735
福井県	大野市	220	380	1,356	2,011	3,967
	勝山市	0	0	0	1,239	1,239
小 計		220	380	1,356	3,250	5,206
岐阜県	郡上市	318	0	161	740	1,219
	高山市	1,444	0	689	168	2,301
	大野郡白川村	5,929	0	3,121	1,447	10,497
小 計		7,691	0	3,971	2,355	14,017
合 計		17,857	2,582	7,469	19,792	47,700

(単位ha)

変 更 後					増 減 (B-A)
特 別 地 域				合 計	
特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	(B)	
138	0	1,023	1,581	2,742	0
138	0	1,023	1,581	2,742	0
9,808	2,202	1,119	12,606	25,735	0
9,808	2,202	1,119	12,606	25,735	0
220	380	1,356	2,011	3,967	0
0	0	0	1,239	1,239	0
220	380	1,356	3,250	5,206	0
318	0	161	740	1,219	0
1,444	0	689	168	2,301	0
5,929	0	3,121	1,447	10,497	0
7,691	0	3,971	2,355	14,017	0
17,857	2,582	7,469	19,792	47,700	0

- (5) 保護施設計画
保護施設計画は、次のとおりとする。

(表19：保護施設計画表)

番号	種類	位置
1	植生復元施設	石川県白山市（別当出合大汝峰）

- (6) 利用施設計画
ア 集団施設地区
集団施設地区は、次のとおりとする。

(表20：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標
1	中宮温泉	石川県白山市中宮の一部	本公園北部の利用拠点であるため、自然探勝、登山及び温泉利用を主とする総合的な利用基地として整備を図るとともに、白山自然保護センターを中心施設として、自然教育活動施設の充実を図る。

整備方針	備考
別当出合から白山頂上部に至る主要登山道沿線の自然植生を保護するため、利用により生ずる歩道以外の裸地の植生を復元するとともに、裸地化を未然に防止する。	昭53. 3. 22告示

地割及び 基盤施設	整備方針	面積 (ha)	
宿泊施設区	既存宿舎の改良を主体とした整備を図る。収容力は500人程度とする。	15.1	
野営施設区	フリーテントサイトを主体としたキャンプ場として整備する。収容力は100人程度とする。	21.1	
自然探勝区	自然観察、自然探勝を目的とした自然観察路、解説板等を整備する。	68.5	
休養園地区	散策、休憩を主体とした多目的広場を整備する。	10.3	
公共施設区	本集団施設地区の導入部であるので、駐車場、休憩所等を整備する。	1.4	
教化施設区	白山自然保護センター中宮展示館の拡充整備を図るとともに、それを中心施設とし自然観察及び野生動物とのふれあいを目的とした、自然観察路、解説板等を整備する。	41.0	
管理施設区	汚物処理等の施設の整備を図る。	2.7	
面積計	国有地		
	16.7	公有地	119.6
		私有地	23.8
		160.1	

番号	名称	区 域	計 画 目 標
2	市ノ瀬	石川県白山市白峰内 国有林石川森林管理署 55林班の一部 石川県白山市白峰の一部	<p>当地区は本公園の中央部の西端近くに位置し、ブナをはじめとする自然林に覆われた白山南西山麓の谷間にあつて、白山最大の登山基地であるとともに、温泉保養、自然探勝等の利用拠点となっている。</p> <p>この恵まれた環境を活かし、白山の適切な登山利用及び及び質の高い自然とのふれあいのための拠点として各種施設を整備するとともに、別当出合方面へのアクセスコントロールの実施を考慮して計画するものとする。</p>

整備計画区	整備方針			面積 (ha)
市ノ瀬整備計画区	<p>当整備計画区の中央部には地域周辺の自然環境及び登山利用等に関する情報拠点として博物展示施設の整備を図るとともに、宿舎、温泉施設、バスターミナル、駐車場及び管理施設等の整備を図る。</p> <p>牛首川河岸沿いにおいては滞在型の自然探勝利用を推進するため野営場、園地等の整備を図る。</p> <p>また、駐車場としても利用可能な多目的園地の整備を図る。</p>			17.2
面積計	国有地	公有地	私有地	17.2
	4.5	7.2	5.5	

イ 単独施設
 単独施設地区は、次のとおりとする。

(表21：単独施設表)

番号	種類	位置
3	園地	富山県南砺市（桂）
4	園地	石川県白山市及び岐阜県大野郡白川村（三方岩岳）
5	園地	石川県白山市（瓢箪谷上）
6	園地	石川県白山市（瓢箪谷下）
7	園地	石川県白山市（蛇谷）
10	園地	石川県白山市（新岩間温泉）
11	宿舎	石川県白山市（新岩間温泉）
12	園地	石川県白山市（岩間温泉）
13	園地	石川県白山市（噴泉塔）
15	野営場	岐阜県大野郡白川村（大白川）
16	宿舎	岐阜県大野郡白川村（大白川）
17	園地	岐阜県大野郡白川村（大白川）
18	宿舎	石川県白山市（白山室堂）
19	園地	石川県白山市（白山室堂）
22	野営場	石川県白山市（南竜ヶ馬場）
23	園地	石川県白山市（南竜ヶ馬場）

整備方針	備考
一般利用者を対象とした探勝、休憩園地とし、駐車場を設ける。	昭53. 3. 22告示
登山利用者及び尾口白川線車道の一般利用者を対象とする休憩、展望のための園地とし、駐車場を設ける。	昭53. 3. 22告示
尾口白川線車道の利用者を対象とする休憩、展望のための園地とし、小規模な路傍駐車場を設ける。	昭53. 3. 22告示
尾口白川線車道の利用者を対象とする休憩、展望のための園地とし、小規模な路傍駐車場を設ける。	昭53. 3. 22告示
蛇谷溪谷、姥ヶ滝等探勝のための休憩、展望園地とし、小規模な路傍駐車場を設ける。	昭53. 3. 22告示
温泉利用者を対象とする散策園地とし、駐車場を付帯させる。	昭53. 3. 22告示
岩間噴泉塔及び新岩間道、岩間小桜平道登山の宿泊基地とするとともに、共同浴場を設け、温泉浴利用の拠点としての機能を存続させる。	昭53. 3. 22告示
岩間の噴泉塔探勝の休憩園地とする。	昭53. 3. 22告示
岩間の噴泉塔群探勝及び自然解説機能を有する地区とする。	昭53. 3. 22告示
登山利用者及び一般利用者を対象とする野営場としての機能を有する地区とし、駐車場を設ける。	昭53. 3. 22告示
青少年層を対象とした林間学校的機能を有する地区とする。	昭53. 3. 22告示
登山利用者及び一般利用者を対象とする探勝、休憩、展望及び自然解説等の機能を有する地区とし、駐車場を設ける。	昭53. 3. 22告示
白山登山利用の宿泊基地としての機能を存続させるが、収容力の拡大は行わない。	昭53. 3. 22告示
登山利用者を対象とする散策、休憩、展望及び自然解説機能を有する地区とし、自然環境の保全に努める。	昭53. 3. 22告示
登山利用者を対象とする野営場としての機能を存続させるが、収容力の拡大は行わない。	昭53. 3. 22告示
宿泊及び野営利用者を対象とする自然解説を主体とする園地とする。	昭53. 3. 22告示

番号	種類	位置
24	宿舎	石川県白山市（南竜ヶ馬場）
25	排水施設	石川県白山市（南竜ヶ馬場）
28	園地	石川県白山市（三ツ谷）
30	園地	岐阜県郡上市（石徹白）
32	宿舎	福井県大野市（鳩ヶ湯）
33	園地	福井県大野市（鳩ヶ湯）
34	園地	福井県勝山市（平泉寺）
35	園地	石川県白山市（別当出合）
36	園地	福井県大野市（小池）
37	野営場	福井県大野市（小池）
38	駐車場	福井県大野市（小池）
39	園地	岐阜県郡上市（石徹白口）
40	博物展示施設	石川県白山市（白山室堂）
41	園地	石川県白山市（根倉谷）
42	園地	石川県白山市（岩屋俣谷）
43	野営場	富山県南砺市（桂）
44	博物展示施設	富山県南砺市（桂）

整 備 方 針	備 考
登山利用者を対象とし、白山室堂宿舎と同様山頂部における宿泊基地としての機能を有する地区とする。	昭53. 3. 22告示
南竜ヶ馬場周辺の自然植生を保護するため、雨水及び汚水を処理する。	昭53. 3. 22告示
一般利用者及び登山利用者を対象とした自然探勝、散策及び自然解説機能を有する地区とする。	昭53. 3. 22告示
登山利用者及び一般利用者を対象とする休憩、散策機能を有する地区とし、駐車場を設ける。	昭53. 3. 22告示
温泉浴利用者を対象とした宿泊基地としての機能を存続させる。	昭53. 3. 22告示
宿泊利用者を対象とした散策園地とする。	昭53. 3. 22告示
一般観光利用者を対象とした散策、休憩機能を存続させ駐車場を設ける。	昭53. 3. 22告示
一般利用者及び登山利用者を対象とした散策、休憩のための園地とし、駐車場を設ける。	昭61. 9. 12告示
一般利用者及び登山利用者を対象とした散策、休憩のための園地として整備する。	昭61. 9. 12告示
一般利用者及び登山利用者を対象とした野営場として整備する。	昭61. 9. 12告示
登山利用及び小池周辺利用のための駐車場として整備する。	昭61. 9. 12告示
一般利用者を対象とした散策、休憩のための園地として整備する。	昭61. 9. 12告示
登山利用者を対象とする利用指導、自然教育等の拠点として整備する。	平7. 12. 22告示
山地性の湿性植物群落やシャクナゲ群落等を保全しつつ、それらの自然をいかした質の高い自然探勝の場を整備する。	平7. 12. 22告示
良好なブナ林や河畔林等を保全しつつ、それらの森林や河川の自然を活かした質の高い自然探勝の場を整備する。	平7. 12. 22告示
一般利用者を対象とした野営場として整備する。	新 規
桂湖周辺の自然探勝、自然教育等の拠点として整備する。	新 規

ウ 道路

(ア) 車道

車道は、次のとおりとする。

(表22：道路（車道）表)

番号	路線名	区 間
1	尾口白川線	起点：石川県白山市（尾添・国立公園境界） 終点：石川県白山市（中宮温泉） 終点：岐阜県大野郡白川村（飯島・国立公園境界）
2	新岩間温泉線	起点：石川県白山市（尾添・国立公園境界） 終点：石川県白山市（新岩間温泉）
3	市ノ瀬線	起点：石川県白山市（風嵐・国立公園境界） 終点：石川県白山市（別当出合） 終点：石川県白山市（三ツ谷）
4	大白川線	起点：岐阜県大野郡白川村（平瀬・国立公園境界） 終点：岐阜県大野郡白川村（大白川）
5	小池線	起点：福井県大野市（上打波・国立公園境界） 終点：福井県大野市（小池）
6	石徹白線	起点：岐阜県郡上市（石徹白口・国立公園境界） 終点：岐阜県郡上市（石徹白大杉）
7	桂線	起点：富山県南砺市（桂・国立公園境界） 終点：富山県南砺市（桂）

(イ) 歩道

歩道は、次のとおりとする。

(表23：道路（歩道）表)

番号	路線名	区 間
1	白山北山稜線	起点：石川県白山市及び岐阜県大野郡白川村 （三方岩岳園地） 終点：石川県白山市（ゴマ平・歩道合流点）
4	桂大笠山ブナオ峠線	起点：富山県南砺市（桂） 終点：富山県南砺市（ブナオ峠）
6	三方岩岳線	起点：岐阜県大野郡白川村（大窪・国立公園境界） 終点：岐阜県大野郡白川村（三方岩岳）

主要経過地	整備方針	備考
	中宮温泉集団施設地区への到達車道及び本公園北部の石川、岐阜両県の連絡車道とする。	昭53. 3. 22告示
	新岩間温泉への到達車道とする。	変更
	市ノ瀬集団施設地区及び三ツ谷への到達道路とする。	昭53. 3. 22告示
	白水湖利用拠点への到達道路とし、沿線の展望を楽しめるよう配慮する。	昭53. 3. 22告示
	小池地区への到達道路とする。	昭53. 3. 22告示
	石徹白登山口及び石徹白園地への到達道路とする。	昭53. 3. 22告示
	桂登山口への到達車道とする。	昭53. 3. 22告示

主要経過地	整備方針	備考
	三方岩岳園地から三方岩岳、妙法山の山稜を經由して中宮道線道路（歩道）に連絡する登山道とする。	変更
	桂から大笠山を經由してブナオ峠へ至る登山道とする。	変更
	馬狩から三方岩岳への登山道とし、避難小屋を備える。	昭53. 3. 22告示

番号	路線名	区 間
7	新岩間道線	起点：石川県白山市（新岩間温泉） 終点：石川県白山市（大汝峰・歩道合流点）
8	新岩間温泉小桜平線	起点：石川県白山市（新岩間温泉） 終点：石川県白山市（小桜平・歩道合流点）
9	噴泉塔線	起点：石川県白山市（岩間温泉園地） 終点：石川県白山市（岩間噴泉塔群）
10	中宮道線	起点：石川県白山市（中宮温泉） 終点：石川県白山市（白山室堂）
11	砂御前山鳴谷山線	起点：石川県白山市（青柳山・国立公園境界） 終点：石川県白山市（鳴谷山）
12	三方崩山線	起点：岐阜県大野郡白川村（三方崩山・国立公園境界） 終点：岐阜県大野郡白川村（三方崩山）
13	白山釈迦岳線	起点：石川県白山市（市ノ瀬） 終点：石川県白山市（御手洗鉢平）
14	別当出合室堂線	起点：石川県白山市（別当出合） 終点：石川県白山市（白山室堂）
15	別当出合弥陀ヶ原線	起点：石川県白山市（別当出合） 終点：石川県白山市（弥陀ヶ原）
16	高飯場南竜ヶ馬場室堂線	起点：石川県白山市（高飯場・歩道分岐点） 終点：石川県白山市（室堂平・歩道合流点）
17	弥陀ヶ原線	起点：石川県白山市（万才谷） 終点：石川県白山市（弥陀ヶ原）
18	白山南山稜線	起点：岐阜県郡上市（石徹白） 終点：石川県白山市（白山室堂）
19	白山大白川線	起点：岐阜県大野郡白川村（白水湖） 終点：石川県白山市（白山室堂）
21	市ノ瀬別山線	起点：石川県白山市（市ノ瀬） 終点：石川県白山市（別山）

主要経過地	整備方針	備考
	新岩間温泉からの白山登山道とし、沿線に避難小屋、休憩所を備える。	変更
	新岩間温泉から岩間温泉を経て新岩間道線道路（歩道）への連絡歩道とする。	変更
	岩間噴泉塔群を採勝する歩道とする。	変更
	中宮温泉集団施設地区からの白山登山道とし、沿線に避難小屋を備える。	昭53. 3. 22告示
	砂御前山と鳴谷山を結ぶ登山道とする。	変更
	三方崩山へ登る登山コースとして整備する。	昭61. 9. 12告示
	市ノ瀬集団施設地区から白山釈迦岳を經由する白山登山道とし、避難小屋を備える。	昭53. 3. 22告示
	別当出合から殿ヶ池を經由する白山登山道とし、沿線に休憩所を設ける。	昭53. 3. 22告示
	別当出合から甚之助谷を經由する白山登山道とするとともに、南竜ヶ馬場への到達歩道とし、沿線に避難小屋、休憩所を備える。	昭53. 3. 22告示
	高飯場付近から南竜ヶ馬場を經由して室堂へ至る登山コースとして整備する。	昭61. 9. 12告示
	南竜ヶ馬場西端から弥陀ヶ原を經由して別当出合室堂線の五葉坂下に至る登山道とする。	昭53. 3. 22告示
銚子ヶ峰 三ノ峰 別山 南竜ヶ馬場	石徹白から銚子ヶ峰、別山等の山稜を經由して室堂に至る登山コースとして整備する。	昭61. 9. 12告示
	白水湖からの白山登山道とし、避難小屋を備える。	昭53. 3. 22告示
	市ノ瀬集団施設地区から別山への登山道とし、避難小屋を備える。	昭53. 3. 22告示

番号	路線名	区間
22	三ツ谷赤兎山線	起点：石川県白山市（三ツ谷） 終点：石川県白山市（赤兎山）
23	三ツ谷杉峠線	起点：石川県白山市（三ツ谷） 終点：石川県白山市（杉峠）
24	平泉寺経ヶ岳線	起点：福井県勝山市（平泉寺） 終点：福井県勝山市（経ヶ岳）
25	経ヶ岳三ノ峰線	起点：福井県大野市（経ヶ岳・国立公園境界） 終点：福井県大野市（三ノ峰）
26	鳩ヶ湯赤兎山線	起点：福井県大野市（鳩ヶ湯） 終点：福井県大野市（赤兎山・歩道合流点）
27	小池杉峠線	起点：福井県大野市（小池） 終点：福井県大野市（杉峠）
28	小池刈込池周回線	起点：福井県大野市（小池） 終点：福井県大野市（山腰跡） 終点：福井県大野市（杉峠三ノ峰稜線・歩道合流点）
30	加賀禅定道線	起点：石川県白山市（ハライ谷・国立公園境界） 終点：石川県白山市（七倉山・歩道合流点）
31	大日ヶ岳銚子ヶ峰線	起点：岐阜県郡上市（大日ヶ岳） 終点：岐阜県郡上市（銚子ヶ峰南・歩道合流点）
32	市ノ瀬慶松平線	起点－石川県白山市（市ノ瀬・歩道分岐点） 終点－石川県白山市（慶松平・歩道合流点）

主要経過地	整備方針	備考
	三ツ谷から赤兎山への登山道とする。	昭53. 3. 22告示
	三ツ谷から三ノ峰登山道への取付け歩道とする。	昭53. 3. 22告示
	平泉寺から法恩寺山を經由して経ヶ岳への取付け歩道とし、避難小屋を備える。	昭53. 3. 22告示
	経ヶ岳から赤兎山、杉峠を經由して三ノ峰への登山道とし、沿線に避難小屋、休憩所を備える。	昭53. 3. 22告示
	鳩ヶ湯から赤兎山への登山道とする。	変更
	小池地区から杉峠への到達歩道とする。	昭53. 3. 22告示
刈込池	小池地区から刈込池を周回し、また、三ノ峰へ至る自然探勝歩道及び登山コースとして整備する。	昭61. 9. 12告示
しかり場分岐点 長倉山 四塚山	尾添方面から七倉山へ至る登山道とする。	変更
天狗山 芦倉山 天池 丸山	大日ヶ岳から銚子ヶ峰への縦走コースとして整備する。	昭61. 9. 12告示
六万山 指尾山	市ノ瀬から六万山を經由する白山登山道（越前禅定道）を整備する。	平7. 12. 22告示